

藤岡市農業委員会
令和5年第12回
定例会議事録

令和5年12月5日招集

令和5年藤岡市農業委員会第12回定例会議事録

令和5年12月5日、藤岡市農業委員長 浅見 健司は、令和5年藤岡市農業委員会第12回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

議案第 69号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 70号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 71号 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について

議案第 72号 非農地判断の実施について

報告第 24号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について

報告第 25号 農地法関係出願等について

[出席農業委員] (14名)

1番 飯塚 光	2番 武藤 賢太郎	3番 秋谷 房江	4番 松村 敏恵
5番 清水 淑朗	6番 田沼 範明	7番 浅見 健司	8番 山口 暁
9番 清水 春樹	10番 中村 章弘	11番 折茂 新一	12番 鈴木 儀幸
13番 川村 信行	14番 塚本 欣吾		

[出席農地利用最適化推進委員] (4名)

3番 根岸 秀利	7番 野辺 均	12番 浦部 信幸	15番 宮下 功
----------	---------	-----------	----------

[事務局]

事務局 長	横田 道明	事務局 次長	真下 和弘
係 長	春山 崇	係 長 代理	牧 眸美
係 長 代理	笠原 諒亮		

(開会13時30分)

事務局次長 定刻になりましたので、ただ今から令和5年第12回定例会を進行させていただきます。本日の下審査につきましては、東庁舎2階の会議室を用意しております。1班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、浅見会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 有り難うございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、ただ今より、令和 5 年第 12 回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数 14 名中、出席委員 14 名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。12 番鈴木委員、13 番川村委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第 69 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案第 70 号農地法第 5 条の規定による許可申請について以上 2 議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時34分)

(再開14時00分)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 69 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 69 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番と 2 番の 2 件です。整理番号 1 番は、岡之郷の I さんが、農業経営の規模拡大を図るため、岡之郷の農地 1 筆、面積 975 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、市外の法人が、天然ガス輸送導管埋設のため、岡之郷の農地 1 筆、面積 639 m²の内、83.81 m²に地役権を設定するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 16 ページの調査書にあるとおり、地役権設定が農地法第 3 条第 2 項に該当し、不許可の例外にあたるため、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長

議案第 69 号整理番号 1 番と 2 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長

特に意見もないようですので、採決します。議案第 69 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 69 号 整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 69 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 69 号整理番号 2 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 69 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 3 番と 4 番の 2 件です。整理番号 3 番は、市外の H さんが、農業経営を開始するため、中大塚の農地 1 筆、面積 146 m²を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。整理番号 4 番は、岡之郷の K さんが、農業経営を開始するため、緑埜の農地 2 筆、面積 3,020 m²を贈与にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、また議案書 17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 69 号整理番号 3 番と 4 番について 2 班の班長さんより報告がありました。整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 69 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 69 号整理番号 3 番は許可と決定します。次に、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 69 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 69 号整理番号 4 番は許可と決定します。続きまして、議案第 70 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長 報告いたします。議案第 70 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 3 番の 3 件です。整理番号 1 番は、市内の法人が、上戸塚の農地を売買にて取得し、露天駐車場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 163 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 2 番は、下栗須の T さんが、下栗須の農地を売買にて取得し、通路用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 31 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 3 番は、市外の法人が、下日野の農地を売買にて取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 925 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 70 号整理番号 1 番から 3 番について 1 班の班長さんより報告がありました。整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 70 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 70 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に、整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 70 号整理番号 2 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 70 号整理番号 2 番は許可と決定します。次に、整理番号 3 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 70 号整理番号 3 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 70 号整理番号 3 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 70 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 4 番から 6 番の 3 件です。整理番号 4 番は、中大塚の K さんが、中大塚の農地を賃貸借にて借り受け、資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 425 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 5 番は、市内の法人が、鮎川の農地を賃貸借で借り受け、露天資材置場用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 363 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号 6 番は、西平井の F さんが、緑埜の農地を売買にて取得し、理容所建設用地として転用するもので、農地 1 筆、面積は 384 m²、農地区分は第 1 種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第 70 号整理番号 4 番から 6 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、整理番号 4 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 70 号整理番号 4 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 70 号整理番号 4 番は許可と決定します。次に、整理番号 5 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 70 号整理番号 5 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 70 号整理番号 5 番は許可と決定します。次に整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 70 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 70 号整理番号 6 番は許可と決定します。続きまして、議案第 71 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 5 ページをご覧ください。議案第 71 号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画を作成したもので、農業委員会に決定を求めています。こちらの計画につきましては、農地中間管理機構が農地に農地中間管理権を設定し、農地を借り受けたうえで農業者に貸し付ける場合に作成される計画で、今回の対象地は 1 件です。以上で、議案第 71 号の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願います。

議長 ただ今、議案第 71 号について事務局の説明が終わりましたが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

<関係委員退席>

職務代理 ただ今、議長が関係する委員として退席されましたので、職務代理より議事進行いたします。それでは議案第 71 号について何か意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

職務代理 特に意見もないようですので、採決します。議案第 71 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

職務代理 挙手全員でありますので、議案第 71 号農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 10 条に規定する一の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定します。

<関係委員着席>

議長 続きます。議案第 72 号非農地判断の実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。最初に非農地判断の概要についてご説明いたしますので、タブレットデータの後ろの方にあります「資料 非農地判断について」の 1 ページをご覧ください。まず、非農地判断とは、農地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合に、農地（農地法第 2 条第 1 項に規定する農地＝耕作の目的に供される土地）に該当しない旨の判断をし、農地台帳から整理することです。次に、非農地判断の対象となる農地ですが、先ほど申し上げましたように、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な整備が著しく困難な農地や、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる農地などが挙げられます。具体的には、利用状況調査で再生利用が困難と判断された農地を基に非農地判断を行っています。最後に、非農地判断の流れについてです。判断の流れは資料の①～⑥の通りですが、②にあるように、判断の実施に当たっては対象地の土地所有者に意向を確認し、所有者から反対の無かった土地に対して判断を行っています。以上が非農地判断の概要です。次に今回の非農地判断についてですが、議案書の 7 ページから 11 ページをご覧ください。こちらが非農地判断を行う対象地の一覧となっております。対象地区は下日野と三波川で、合計 94 筆 93,378 m²が対象です。なお、下日野につきましては、昨年日野地区で非農地判断を行った後に当時の日野地区推進委員から追加実施の要望があったため、要望があった 3 筆のみ行うものです。一覧表には所在地番、登記地目、面積、農振区分、所有者氏名、所有者の意向確認日、現地確認について記載してあります。所有者の意向確認方法につきましては、資料の 2～4 ページの「非農地判断実施についてのお知らせ」を郵送し、反対の方のみ 5 ページの「非農地判断実施の意向確認書」を返送していただきました。現地の状態は、資料の 6～10 ページの航空写真をご覧ください。判断地目は全て山林と判断しました。以上で、対象地合計 94 筆、93,378 m²について、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断し、農地台帳から整理してよいか、審議をお願いいたします。なお、議決後は所有者宛に資料 11 ページの非農地通知書を送付し、地目変更登記を行っていただくようお願いをします。また、群馬県・法務局・市農政課・税務課宛に、非農地判断を行った旨の通知をします。以上で説明とさせていただきます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 議案第 72 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第 72 号非農地判断の実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 72 号非農地判断の実施については、原案のとおり決定します。続きまして、報告第 24 号・25 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

事務局 はい、ご説明いたします。議案書 12 ページをご覧ください。報告第 24 号ですが、今月ご報告いたします農地転用届出は、4 条が 2 件、5 条が 5 件の計 7 件ございます。詳細については 13 ページの一覧表でご確認ください。続きまして報告第 25 号ですが、議案書 14 ページから 15 ページをご覧ください。今月ご報告いたします農地法関係出願等は、許可証明が 4 件、受理証明が 1 件、耕作証明が 2 件、許可取下願が 1 件、許可取消願が 1 件の計 9 件ございまして、証明書を発行いたしました。内容につきましては、一覧表をご確認ください。以上で報告とさせていただきます。ご確認をよろしく願いいたします。

議長 ただ今、報告第 24 号・25 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和 5 年第 12 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会 14 時 22 分)